資料編

1　アンケート調査結果（概要）

1．調査概要

①市民アンケート

調査区域	四街道市全域
調査対象	四街道市内に居住する満 18 才以上の男女
標本数	2,000 人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送による
調査期間	平成 24 年 11 月 15 日（発送）～12 月 10 日（回収）
回収率	53.2%

②事業者アンケート

調査区域	四街道市全域
調査対象	四街道市内に所在する事業所
標本数	200 事業所
抽出方法	タウンページの情報から、四街道市の産業分類別の比率に応じた抽出数になるよう抽出
調査方法	郵送による
調査期間	平成 25 年 2 月 1 日（発送）～3 月 4 日（回収）
回収率	45.0%

③小中学生アンケート

調査対象	四街道市内の小学校 5 年生及び中学校 2 年生		
調査期間	平成 24 年 11 月 7 日から 11 月 15 日		
調査票配布回収数	小学校	和良比小学校	101
		栗山小学校	48
		大日小学校	83
		南小学校	47
		旭小学校	25
		小学校　小計	304
	中学校	四街道中学校	106
		四街道北中学校	57
		四街道西中学校	63
		千代田中学校	38
		旭中学校	37
		中学校　小計	301
	合　　計		605

２．調査結果概要

１）第１次四街道市環境基本計画の市民の施策の方針に対する現在の満足度（市民に対するアンケート）

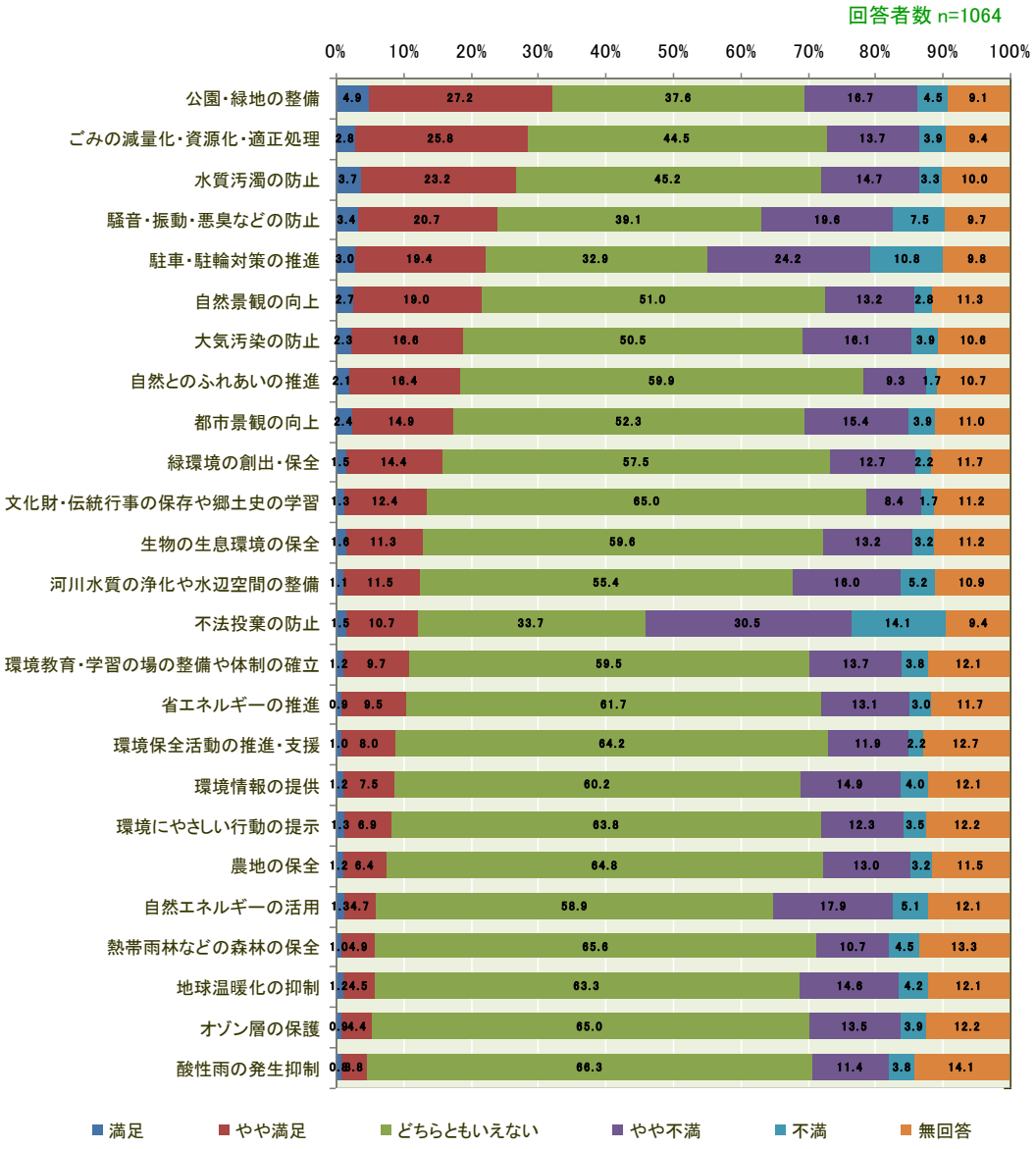

河川水質の浄化や水辺空間の整備や不法投棄に対する施策の満足度は低い。また、環境情報の提供や環境教育・学習の場に対する満足度も高いとは言えない。

２）第１次四街道市環境基本計画の市民の施策の方針に対する今後の重要度（市民に対するアンケート）

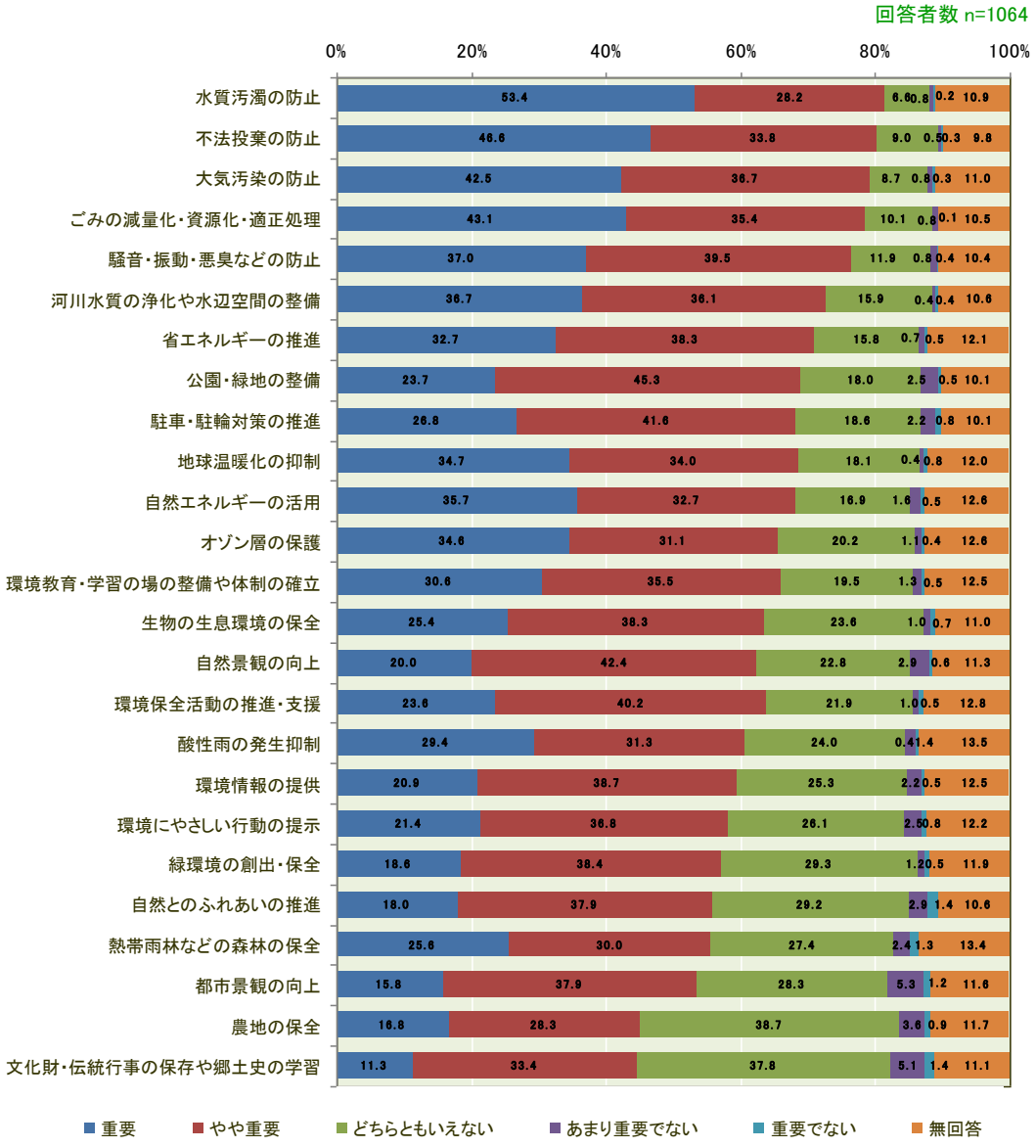

水質汚濁、大気汚染、騒音・振動、悪臭など生活環境に対する施策、ごみの減量化などごみ処理や、省エネルギーの推進に対する施策などが重要視されている。

３）市民の環境に配慮した行動　（市民に対するアンケート）

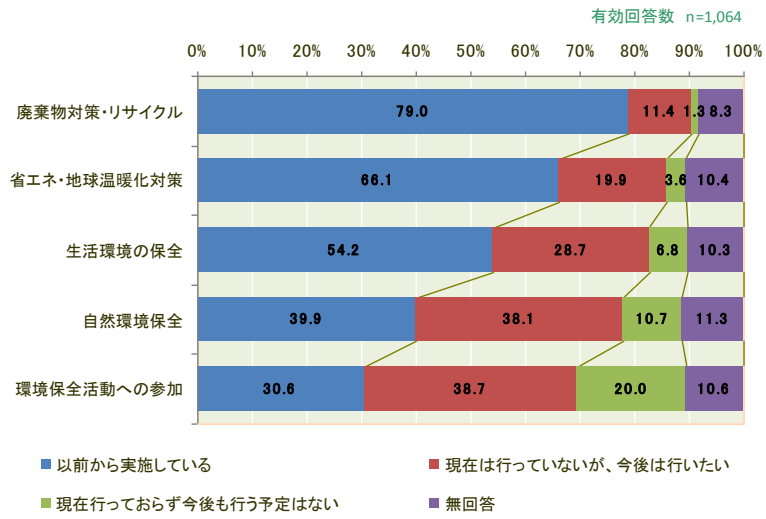

市民の環境保全活動への参加意欲は高いとは言えない。

４）市民の考える環境に関する重視すべき施策　（市民に対するアンケート）

順位	重視すべき施策	回答数（複数回答）	割合（%）
1	防犯灯、生活道路及び排水溝の整備等市民生活に直結する問題の優先的解決	765	71.9
2	緑のまちづくりの推進	449	42.2
3	3R（ごみの減量化、再使用、再資源化）の推進	372	35.0
4	LED電球への切り替え、省エネ機器の導入等、低炭素社会への貢献	328	30.8
5	太陽光パネルの公共施設への設置と家庭等への設置促進	327	30.7
6	休耕地の有効活用とあわせた市民提案による「四街道ブランド」の研究開発	288	27.1
7	JR南側での市内循環バス「ヨッピィ」の新路線開設	194	18.2
8	観光農園・直売所の整備	103	9.7
9	「里山プレーパーク」の整備拡充	101	9.5
10	廃食油リサイクルによるバイオ燃料等の製造	87	8.2
―	無回答	19	1.8
―	合　　計	3,033	（回答者数：n=1,064）

市民は生活に直結する環境問題の解決に次いで緑のまちづくりを重視すべき施策として考えている。

５）第１次四街道市環境基本計画における事業者の行動指針に対する行政からの働きかけに対する満足度　（事業者に対するアンケート）

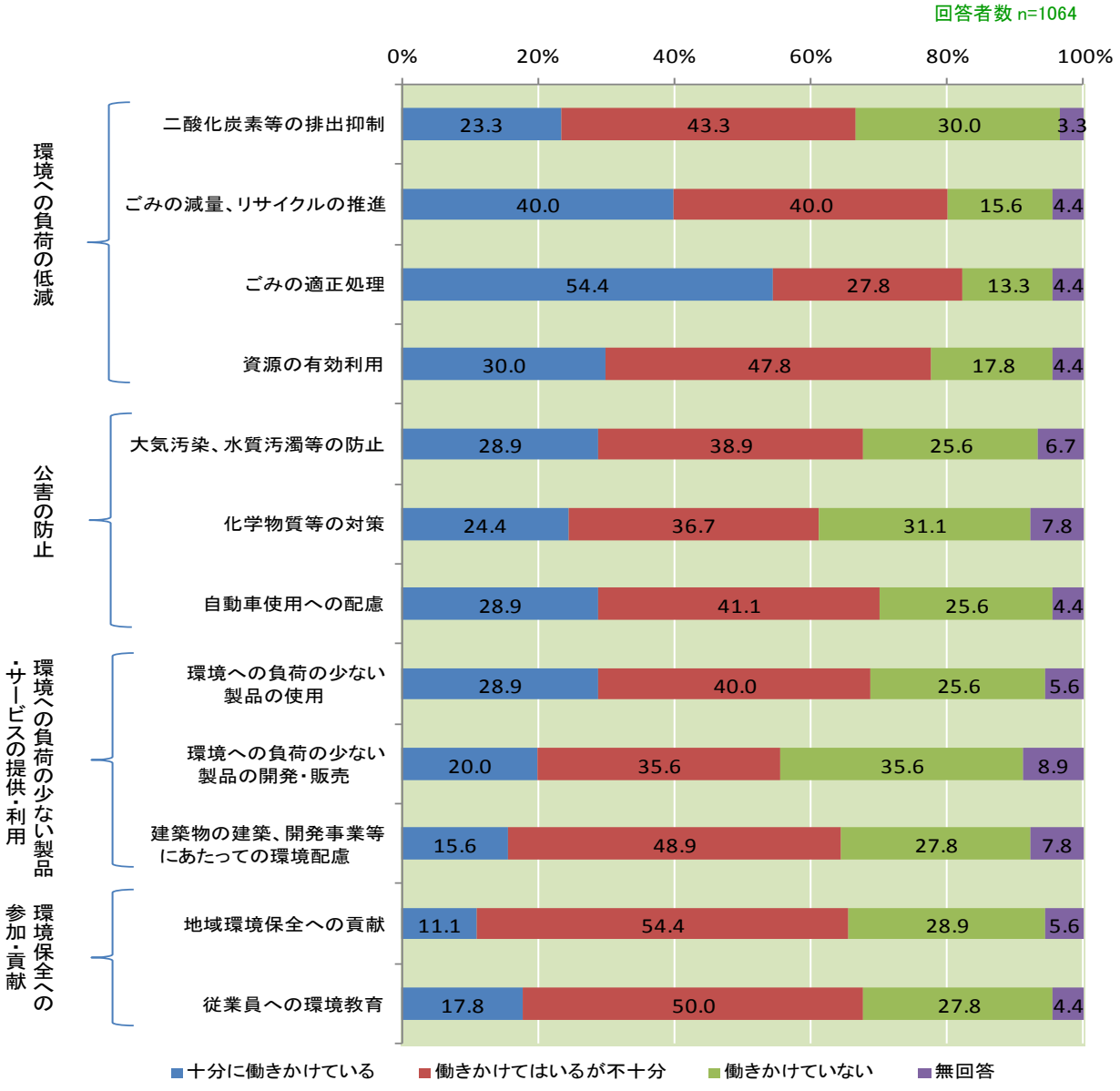

環境保全に関する行政からの働きかけを十分と感じている事業者は少ない。

６）事業者が協力できる環境保全分野　（事業者に対するアンケート）

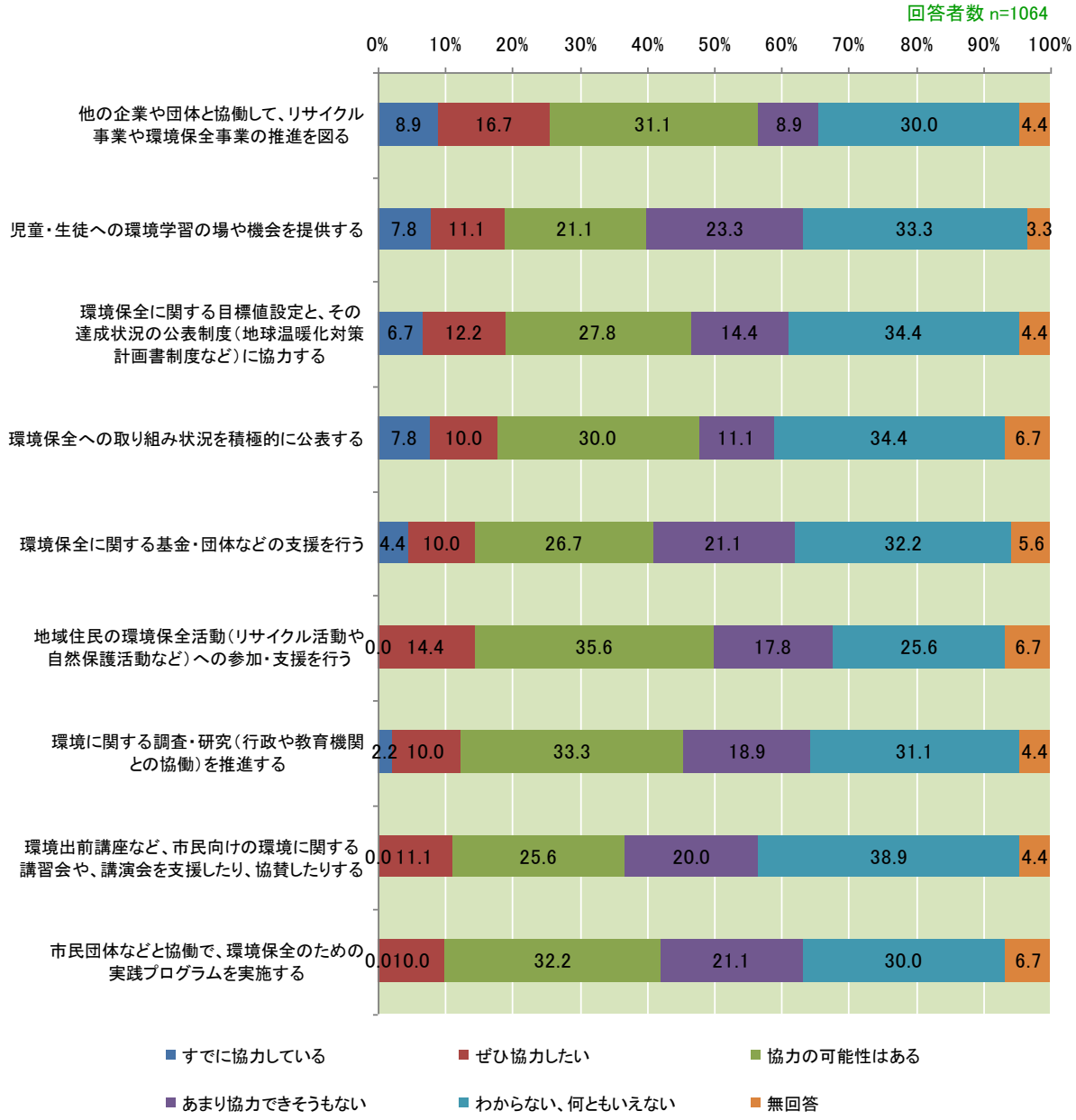

事業者の関心が最も高い環境保全分野は他の企業や団体との協働によるリサイクル事業や環境保全事業の推進である。

7）事業者の環境保全のための具体的な取組　（事業者に対するアンケート）

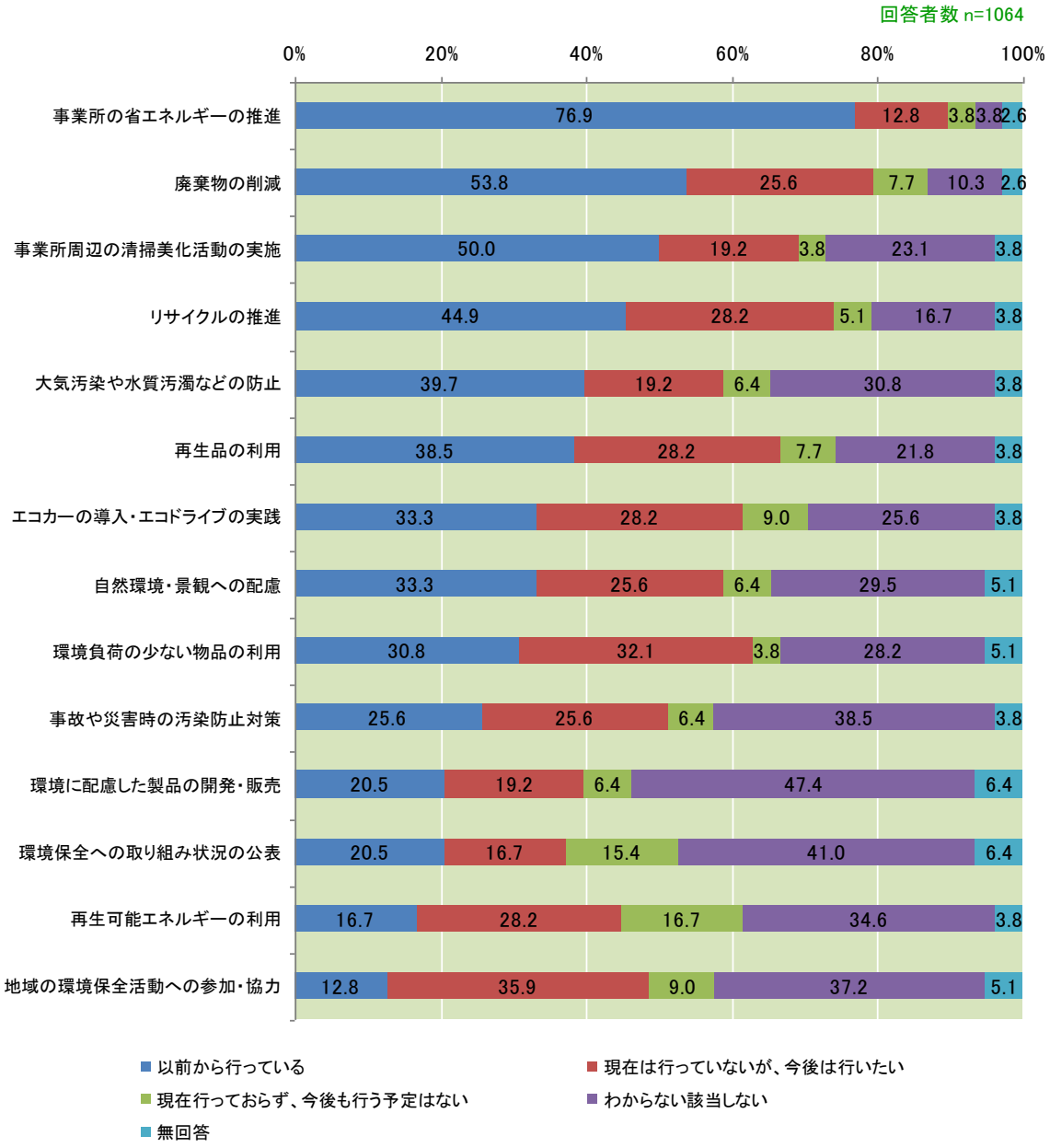

省エネルギーの推進、廃棄物の削減、事業所周辺の清掃美化活動に取り組んでいる事業者が多い。

８）小中学生の四街道市の環境への印象　（小中学生に対するアンケート）

【小学生】　回答者数 n=304

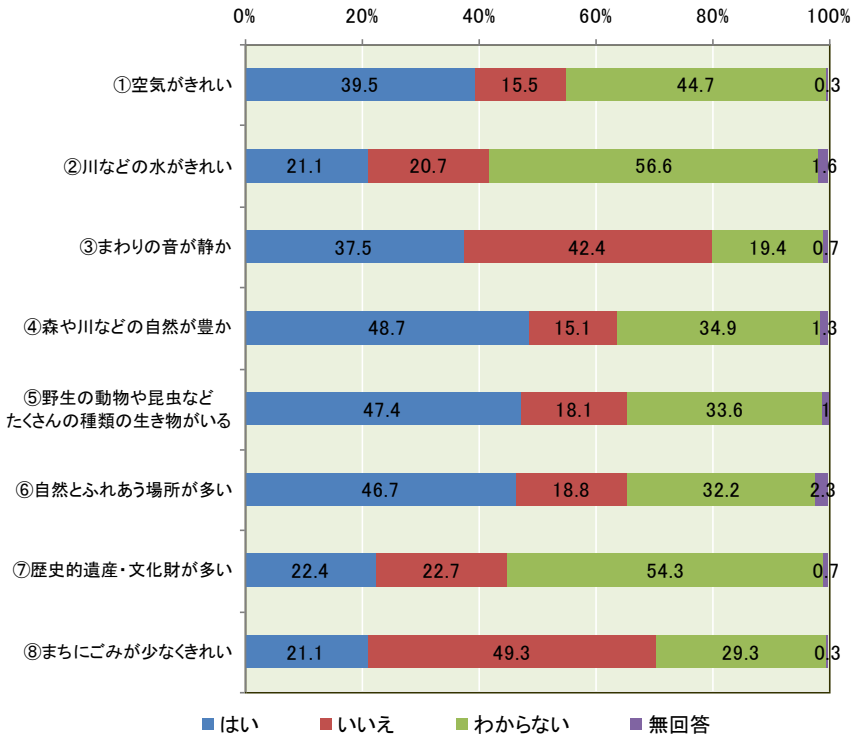

【中学生】　回答者数 n=301

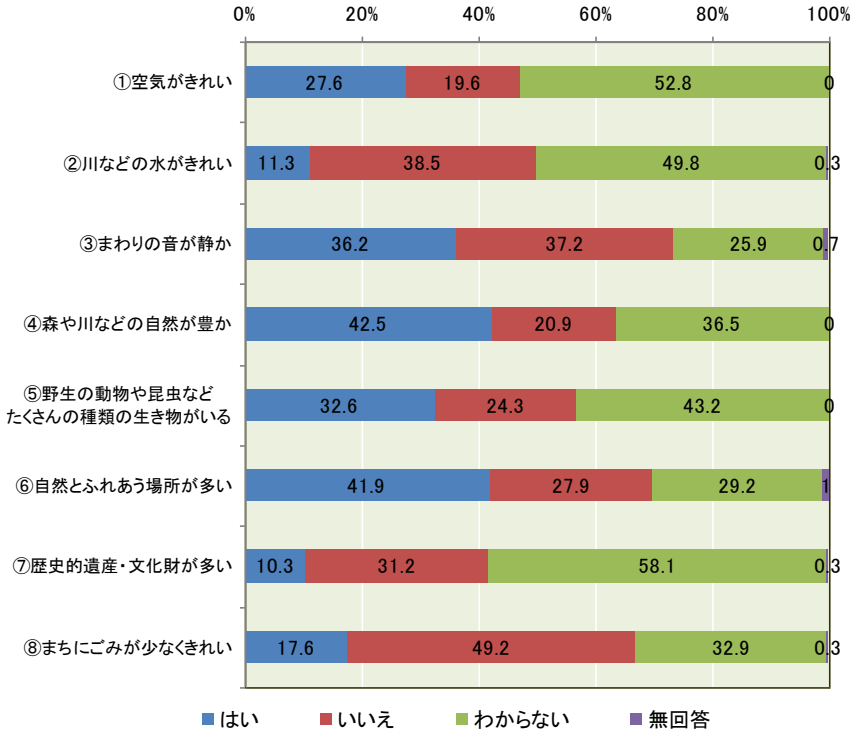

河川の水質が良いという印象を持つ意見は少なく、まちのごみに関してあまり良い印象を持っていないが、森や川などの自然が豊かなど自然環境に恵まれているという印象を持つ小中学生が多い。

９）小中学生が関心を持つ（心配している）環境問題
（小中学生に対するアンケート）

【小学生】

順位	環境問題	回答数（複数回答）	割合（%）
1	ごみがふえること	224	73.7
2	地球の気温が上がること	186	61.2
3	森や林などが少なくなること	170	55.9
4	海や川、池などの水が汚れること	167	54.9
5	空気がきたなくなること	154	50.7
6	無駄なエネルギーを使うこと	149	49.0
7	野生の動物や昆虫などの生き物の種類が少なくなること	128	42.1
8	まわりの音がうるさいこと	115	37.8
9	その他	18	5.9
―	無回答	10	3.3
―	合　　計	1,321	（回答者数：n=304）

【中学生】

順位	環境問題	回答数（複数回答）	割合（%）
1	ごみがふえること	216	71.8
2	地球の気温が上がること	196	65.1
3	空気がきたなくなること	193	64.1
4	海や川、池などの水が汚れること	184	61.1
5	森や林などが少なくなること	178	59.1
6	無駄なエネルギーを使うこと	132	43.9
7	野生の動物や昆虫などの生き物の種類が少なくなること	111	36.9
8	まわりの音がうるさいこと	99	32.9
9	その他	15	5.0
―	無回答	3	1.0
―	合　　計	1,327	（回答者数：n=301）

市内のごみ問題に関心を持つ（心配する）小中学生が多い。

１０）小中学生の残したい（守りたい）と考える四街道市の環境

【小学生】

順位	残したい環境	回答数（複数回答）	割合（%）
1	山林などの自然	218	71.7
2	市民の森などの自然公園	186	61.2
3	田や畑などの農地	149	49.0
4	和良比遺跡などの歴史的遺産	103	33.9
5	福星寺のしだれ桜などの大きな木	101	33.2
6	ガス灯通りなどのまちの景色	89	29.3
7	鹿島川、手繰川などの川	80	26.3
8	四街道駅北側の松並木	77	25.3
9	亀崎ばやしなどの伝統芸能	64	21.1
10	内黒田はだか参りなどの祭り	52	17.1
11	その他	15	4.9
―	無回答	8	2.6
―	合　　計	1,142	（回答者数：n=304）

【中学生】

順位	残したい環境	回答数（複数回答）	割合（%）
1	山林などの自然	186	61.8
2	市民の森などの自然公園	110	36.5
3	田や畑などの農地	100	33.2
4	福星寺のしだれ桜などの大きな木	98	32.6
5	ガス灯通りなどのまちの景色	94	31.2
6	四街道駅北側の松並木	76	25.2
7	和良比遺跡などの歴史的遺産	71	23.6
8	鹿島川、手繰川などの川	67	22.3
9	内黒田はだか参りなどの祭り	52	17.3
10	亀崎ばやしなどの伝統芸能	46	15.3
11	その他	18	6.0
―	無回答	6	2.0
―	合　　計	924	（回答者数：n=301）

約 6～7 割の小中学生が山林などの自然を残したいと考えている。

2 第 1 次四街道市環境基本計画の施策評価調査結果

下記は庁内ヒアリング（平成 25 年 2 月実施）による第 1 次環境基本計画の施策評価結果を集計したものです。

達成状況　：　達成　○　未達成　△　未着手　×

望ましい環境像	長期的目標	施策の展開方針	達成状況	施　策
アメニティの向上	安全で快適に暮らせるまちをつくる	大気汚染の防止（6 件）	○（3 件）	自動車の排出ガスによる大気汚染の実態を把握するための監視体制の充実を図ります。
				公共施設での小型焼却炉の使用の中止と市民･事業者による小型焼却炉の不適切な使用や野焼き等の防止の啓発に努めます
				県、近隣市町村と連携して監視･測定体制の充実を図り、大気汚染の防止に努めます
			△（2 件）	工場、事業所に関する工場･事業所の規制･指導の継続と汚染物質削減への協力を求めてゆきます。
				環境への負荷の少ない低公害車の普及に努めます。
			×（1 件）	自動車の使用を控えるなど、きれいな空気を守るため市民や事業者への啓発に努めます。
		水質汚濁の防止（4 件）	○（4 件）	工場、事業所に関する工場･事業所の規制･指導の継続と汚染物質削減への協力を求めてゆきます。
				生活雑排水による河川の水質汚濁を防止するため、下水道の整備と合併浄化槽の普及を推進します。
				家庭でできる負荷削減などの対策について市民の理解と協力を得るための啓発に努めます。
				県、近隣市町村と協力して監視･測定体制の充実を図り、水質汚濁の防止に努めるます。
		騒音・振動・悪臭等の防止（5 件）	○（4 件）	道路交通機能の円滑化を図り、騒音･振動防止などの環境に配慮した道路作りを推進します。
				工場や事務所、作業現場から発生する騒音･振動･悪臭などについて規制･指導を継続し、削減への協力を求めてゆきます。
				適正な地下水利用の指導による地盤沈下の防止を図ります。
				犬の散歩には糞を始末するための袋を持って出かけるなど、ペットの飼い方の意識を高め、飼い主のモラルやマナーの向上を図ります。
			×（1 件）	市民の日常生活における騒音･振動･悪臭などの防止に配慮する意識の向上を図ります。
	美しく親しみやすいまちをつくる	都市景観の向上（4 件）	○（4 件）	ゆとりあるまちなみづくりや都市景観に配慮したまちづくりを促進します。
				松並木通りの電線類の地中埋設化、広告物の規制などにより、美しい町の形成に努めます。
				環境美化運動や地域清掃活動、ポイ捨て防止などの市民ぐるみの運動を展開します。
				うるおいと安らぎのある都市空間の整備を図るため、計画的な土地利用を促進します。
		道路景観の向上（3 件）	○（2 件）	道路の拡幅、改良等により、ゆとりのある円滑な道路体系作りを促進します。
				歩道のカラー舗装やポケットパークの整備、モニュメントの設置などにより、アメニティ豊かな道路作りを促進します。
			△（1 件）	特色のある街路樹などで緑のネットワークを形成し、親しみの持てる歩行空間作りを促進します。
		自然景観の向上（4 件）	○（4 件）	自然を生かした公園、緑地等の整備を促進します。
				四街道らしい自然景観の活用を図り、市民と自然のふれあいの場を確保します。
				計画的な土地利用により、斜面林、谷津田等の保護、保全に努めます。
				社寺林等の歴史的景観の保護、保全を図ります。

望ましい環境像	長期的目標	施策の展開方針	達成状況	施　策
アメニティの向上	美しく親しみやすいまちをつくる	駐車・駐輪対策の推進（4 件）	○（4 件）	駅周辺への駐輪場の整備を推進します。
				路上駐車や放置自転車の防止の啓発と放置自転車の撤去を推進します。
				放置自転車の防止の啓発と円滑な撤去対策に努めます。
				市街地への駐車場の整備を促進します。
	身近な緑を作る	公園・緑地の整備（3 件）	○（2 件）	総合公園の整備を継続して行います。
				近隣公園、地区公園の確保、整備を促進します。
			△（1 件）	緑地や調整池の整備を図ります。
		樹林地の保全（3 件）	○（2 件）	社寺林などの樹林地の保全･活用を図ります。
				保全樹木、保存樹林指定制度の活用を図ります。
			×（1 件）	緑地保全地区等の指定について検討を行います。
		農地の保全（3 件）	○（3 件）	農業経営の安定化、生産意欲の高揚による優良農地の保全を図ります。
				市民交流の場、田園風景としての農地の整備･保全を図ります。
				農薬の適正使用、有機農業などの施肥方法の改善を促進し、農地の保全を図ります。
		住環境の緑化推進（4 件）	○（2 件）	道路、学校など公共施設等の緑化に努めます。
				花と緑の基金等をはじめとする緑化推進体制の強化を図ります。
			×（2 件）	開発行為等指導要綱などを活用し、民有地の緑化を促進します。
				事業者の緑化意識を高揚し、工場・事業所等の緑化を促進します。
	歴史的・文化的環境をつくる	歴史・文化遺産の整備・保存（3 件）	○（3 件）	文化財などの指定及び登録制度の活用を図り、文化遺産を保存します。
				郷土の森の整備等史跡や有形文化財の整備事業を推進します。
				各種開発等に伴う埋蔵文化財調査を実施し、記録保存等必要に応じた文化遺産の整備・保存に努めます。
		伝統行事の保存・伝承（3 件）	○（2 件）	伝統行事の保護を図ります。
				継承者の育成を図ります。
			×（1 件）	伝統行事への市民参加を通して普及を図ります。
		郷土史学習の普及（3 件）	○（3 件）	学校や公民館において郷土史の学習を推進します。
				刊行物などによって、市民に郷土史学習の普及を図ります。
				四街道市史編さん調査を継続して行います。
人と自然との共生可能なまちづくり	緑環境を保全する	緑環境の保全（3 件）	×（3 件）	優良な自然や市街地内の緑については、事業者による環境影響評価や生産緑地の保全等の必要な措置を講じます。
				開発行為等指導要綱などに基づき、必要な緑地の確保・保全指導を図ります。
				生態系を考慮した緑の保全策を図ります。
		不法投棄の防止（3 件）	○（3 件）	不法投棄防止の PR に努めます。
				市内のパトロールを行い、不法投棄をなくしていきます。
				不法投棄された廃棄物の適正な処理に努めます。
		緑環境の創出（4 件）	○（3 件）	公園内の緑の管理・保全に努めます。
				学校、公民館等の公共施設の緑化を積極的に推進します。
				道路の緑化を推進します。
			△（1 件）	家庭、事業所等での緑化を促進します。

望ましい環境像	長期的目標	施策の展開方針	達成状況	施　策
人と自然との共生可能なまちづくり	水辺環境を保全する	河川水質の浄化（2 件）	○（2 件）	公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及、市民への生活排水対策の啓発により、河川の水質浄化を促進します。
				市民や事業者の協力を得て河川の浄化能力の維持・回復を図り、きれいな川づくりを推進します。
		水辺空間の整備（3 件）	○（1 件）	市民が水とふれあえる親水性と田園環境に配慮した水辺空間の整備を促進します。
			△（2 件）	緑の水辺空間の保全と活用を、地域の特性に配慮しつつ促進します。
				生態系を考慮した水辺空間の保全・整備を図ります。
	生態系を保全する	生物の生息環境の保全（4 件）	○（2 件）	開発計画段階で生息環境の調査・保全の指導に努めます。
				社寺林、屋敷林、雑木林の保全活動を促進します。
			△（1 件）	環境影響評価制度を活用し、生態系を考慮した保全対策を展開します。
			×（1 件）	公共施設の整備に際しては、生息環境の保全に努めます。
		自然とのふれあいの推進（3 件）	○（3 件）	周囲の環境に調和した改修断面を選択し、小名木用水幹線の整備を推進します。
				緑や生き物などの自然とのふれあい活動を支援するとともに、市民団体などと協力して自然観察会を開催していきます。
				市民農園の整備に努め、自然や農業とのふれあいを推進します。
資源循環型社会をめざした地球にやさしいまちづくり	資源循環型社会システムをつくる	ごみの減量化・適正処理（6 件）	○（5 件）	使い捨て商品の使用を自粛し、詰め替え可能な商品を使用するなどごみの原因となる不必要なものは買わない、使わないよう啓発に努めます。
				リターナブルビン等、再利用できる物を使用するよう市民意識の向上に努めます。
				市民・事業者・行政が協力して、自治会や子ども会などによる資源の回収活動を推進するとともに、ごみの分別収集による資源回収を行い、ごみの減量化を図ります。
				現クリーンセンターにおける施設の維持管理やごみの焼却の管理に万全を期すとともに、次期ごみ処理施設と最終処分場の整備に積極的に取り組みます。
				ごみの減量化対策の一環として、生ごみの堆肥化等について検討します。
			△（1 件）	買い物袋を持参し、不要な袋や包装を辞退するよう啓発に努めます。
		リサイクル社会の形成（5 件）	○（3 件）	長寿命製品、リサイクルしやすい製品の製造、流通を促進します。
				市民へ不用品交換の場を提供します。
				市民や事業者へ再生品の利用についての啓発に努めます。
			△（2 件）	クリーンセンターから排出される焼却灰についてはダイオキシン類の処理対策等の技術的完成度と費用対効果をみながら、その再生利用を検討します。
				次期ごみ処理施設の整備にあわせた、リサイクルプラザの整備を推進します。
		ごみの資源化（5 件）	○（3 件）	ごみの資源化に関する市民意識の啓発を推進します。
				古紙、アルミ缶などの資源物回収団体への補助を継続して行います。
				ペットボトルなどの資源物の回収・再資源化を推進します。
			△（1 件）	ごみの再利用、再資源化施設の整備を図ります。
		水資源の保全・活用　（3 件）	○（3 件）	緑地等の保全とともに、浸透ますや透水性舗装などによる地下水の涵養を図ります。
				公共施設などの整備に際して、雨水の活用等を検討します。
				水資源の有効利用や節水の意識の高揚・啓発を行います。

望ましい環境像	長期的目標	施策の展開方針	達成状況	施　策
資源循環型社会をめざした地球にやさしいまちづくり	省エネルギー化を普及する	節電の推進（3 件）	○（3 件）	市民への節電に対する啓発に努めます。
				事業者への節電に対する啓発に努めます。
				公共施設において、節電対策を推進します。
		省エネルギー型建物の導入（1 件）	○（1 件）	断熱材等の使用による省エネルギー型建物の建設及び普及を検討します。
	未利用エネルギーを有効活用する	余熱の有効利用（2 件）	○（1 件）	余熱利用による園芸栽培など農業への応用を検討します。
			×（1 件）	需要に応じた余熱の安定供給について検討します。
		自然エネルギーの活用（1 件）	○（1 件）	太陽熱等の自然エネルギーの有効利用について検討します。
	地球環境を保全する	地球温暖化の抑制（3 件）	○（2 件）	二酸化炭素の吸収源である緑地などの保全、並びに都市緑化を促進します。
				省エネルギー化の普及、未利用エネルギーの有効活用などの啓発を推進します。
			△（1 件）	日常生活や事業活動における二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制を促進します。
		オゾン層の保護（2 件）	×（2 件）	冷蔵庫などの購入にあたっては、特定フロンを使用していない機器を購入するよう啓発に努めます。
				冷蔵庫やエアコン等の買い換えをするときには、特定フロンの回収及び廃棄が可能な事業者から購入するよう啓発に努めます。
		熱帯雨林などの森林の保全（2 件）	○（1 件）	再生紙の利用を促進します。
			×（1 件）	公共事業での熱帯材型枠の使用を抑制します。
		酸性雨の発生抑制（2 件）	×（2 件）	工場、事業所などの発生源対策を促進し、酸性雨原因物質の排出量削減に努めます。
				低公害車の普及やアイドリングストップの実施などの自動車に関する公害対策の推進により、酸性雨原因物質の排出を抑制します。
市民参加による「ゆとりとうるおい」のあるまちづくり	環境教育・学習を推進する	環境教育・学習の場の整備（2 件）	○（2 件）	自然観察会の継続開催、こどもエコクラブへの参加など、環境教育・学習の機会の確保に努めます。
				郷土の森の整備等、環境教育・学習に使用できる場の整備を推進します。
		環境教育・学習体制の確立（2 件）	×（2 件）	環境教育・学習リーダーの育成を図ります。
				環境教育・学習のプログラムづくりを推進します。
	環境保全活動を普及する	環境保全活動への支援（2 件）	△（1 件）	環境保全活動への資金的援助を推進します。
			×（1 件）	環境保全活動の場の提供を推進します。
		環境保全活動の推進（2 件）	×（2 件）	環境保全活動のリーダーの育成を図ります。
				環境保全団体のネットワーク化を促進します。
	環境情報を提供する	身近な環境情報の提供（2 件）	○（1 件）	環境やリサイクルなどの情報提供を推進します。
			×（1 件）	環境情報の提供方法について検討します。
		環境にやさしい行動の提示（3 件）	×（3 件）	環境にやさしい行動を、わかりやすく提示します。
				環境にやさしい行動による成果をわかりやすく提示します。
				広報等により、市民団体の活動状況などの情報を提供します。

3　四街道市新環境基本計画策定に関する提言書

四街道市新環境基本計画策定に関する提言書

平成 25 年 3 月 13 日

環境基本計画策定まちづくり市民会議

目　　次

1．提言にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2．望ましい環境像等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（1）目指すべき将来像 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（2）環境目標及び方向性（施策体系）・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
3．重点的取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（1）取組項目（検討項目）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（2）取組の詳細 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
【エネルギー・地球温暖化分科会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
【生物多様性分科会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
【循環型社会分科会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

１．提言にあたって

・震災を契機に市民意識・価値観が大きく変化している。また、持続可能な社会の構築の重要性が高まり、さまざまな課題への対応が求められている。

・持続可能な社会の構築のためには、社会の基盤となる環境の保全、修復、創造が必要となる。そのための基本となるあらたな四街道市環境基本計画の策定にあたり、四街道市民の意見を提言する。

・実効性の高い計画策定を目標とし、市民の経験、立場から施策等を提言する。

・新計画では進行管理・計画の検証を適切に行う必要があり、市民もその一翼を担うものとする。

・都会に近いながらも豊かな自然を有する四街道市の特徴を生かしながら、国、千葉県の政策との整合を図り、四街道市の環境施策を進めていくことを提言する。

・検討分野は、エネルギー・地球温暖化、生物多様性、循環型社会、安全安心（生活環境）、環境教育とし、前半の３分野（エネルギー・地球温暖化、生物多様性、循環型社会）でそれぞれ１分科会とし、後半の２分野（安全安心（生活環境）、環境教育）は３分科会共通の対応とした（下表参照）。

グループ名と検討分野

グループ名	検討分野(テーマ)
エネルギー・地球温暖化	エネルギー、地球温暖化、安全安心（生活環境）、環境教育
生物多様性	生物多様性（自然、生態系）、安全安心（生活環境）、環境教育
循環型社会	循環型社会（ごみ、リサイクル）、安全安心（生活環境）、環境教育

２．望ましい環境像等

（１）目指すべき将来像

環境政策・施策は自治体独自の方向性を盛り込みつつ、国や県などの広域的な政策・施策と整合を図りながら進めることが重要である。

そこで、環境基本計画策定まちづくり市民会議としては、国の第４次環境基本計画に準じ、『持続可能な社会の構築を目指し、低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成するとともに、その基盤として「安全・安心」を確保する』ことを望ましい環境像として提言する。

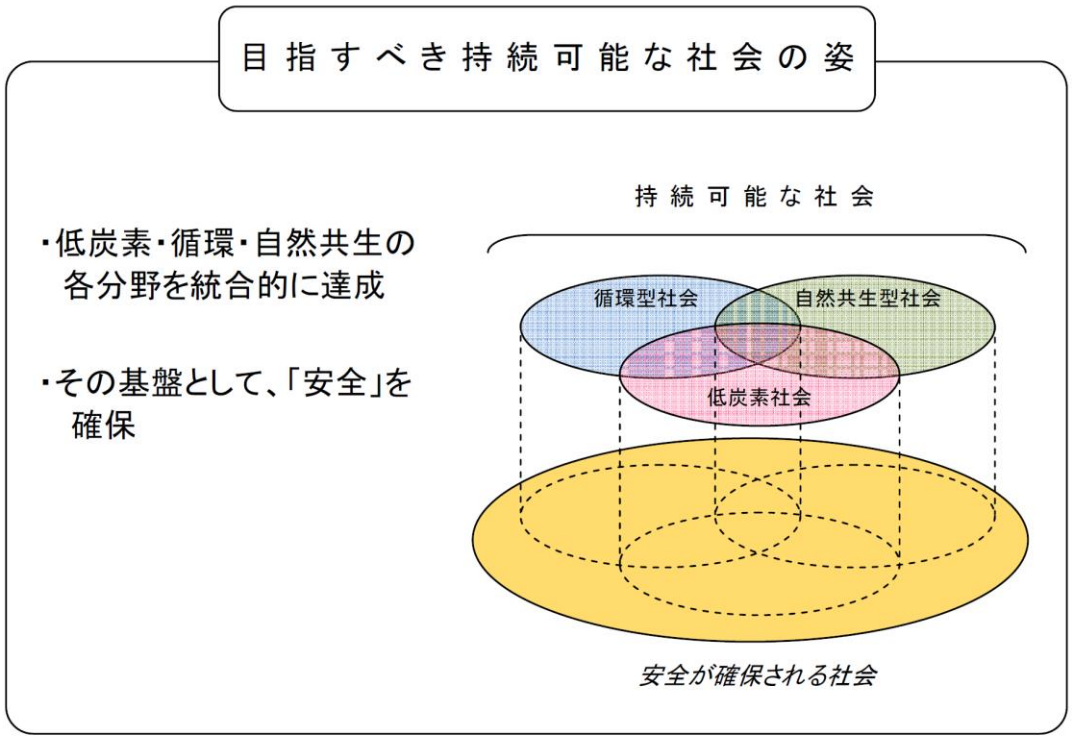

（国の第４次環境基本計画より）

（２）環境目標及び方向性　（施策体系）

市全体の望ましい環境像を達成するための基本的な環境施策の柱について、分科会で検討した結果を以下に示す５つの環境目標にまとめた。

環境目標①　バリアフリー（安全安心）なまち

【方向性】
・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の活用
・駅前・市民広場のバリアフリー化、活性化
・バスの利便性向上検討
・歩きやすい歩道・自転車道の整備
・安全安心な道路環境の整備、生活道路の確保
・暮らしやすい環境の整備
・静かな住宅・教育環境の整備
・騒音・水質等、環境調査の実施
・住居表示の徹底の啓発

環境目標②　自然を愛するまち

【方向性】
・谷津田（里地、里山）の保全
・農業の活性化
・四街道に残る自然のブランド化
・まちに適した街路樹の検討
・巨木、シンボルツリーの保存
・駅前のトリ対策の実施

環境目標③　温暖化防止を進めるまち

【方向性】
・省エネ、節電の徹底
・太陽光発電の導入
・自然エネルギーの活用
・車利用の削減と見直し

環境目標④　きれいなまち

【方向性】
・３Ｒ（Reduce：減らす、Reuse：再使用、Recycle：再資源化）の推進
・４Ｒ（Refuse：断る、Reduce：減らす、Reuse：再使用、Recycle：再資源化）への移行
・ごみ処理方法の改善検討
・リサイクルセンター建設の検討
・ごみ処理（分別）に関する市民意識の向上
・不法投棄対策の実施
・道路端の花いっぱい運動の実施

環境目標⑤　未来と希望のあるまち

【方向性】
・若い人が集まり住み続けるまちづくり
・江戸仕草の復活、あいさつの励行
・市民の責任ある行動の啓発
・環境教育の実践
・財源の確保
・市民（市民団体）、行政、企業の協働

３．重点的取組

（１）取組項目（検討項目）

「２．望ましい環境像等」で示した環境目標のうち、各分科会で個別に検討した具体的な取組を以下に示す。

具体的な取組項目

分科会	取組項目
エネルギー・地球温暖化	太陽光発電、車利用の削減と見直し、環境教育・省エネ活動
生物多様性	自然のブランド化、谷津田の保全、農業の活性化、周知・教育
循環型社会	ごみ対策、道路、生活環境、市民意識

（２）取組の詳細

【エネルギー・地球温暖化分科会】

	市民(家庭)・市民団体・地域	行政	企業等
太陽光発電	・各家庭で太陽光発電設備を設置 ・太陽光発電を導入した家庭を見学⇒導入効果を確認	・太陽光発電に対する市の設置費補助の拡大 ・公的施設は全て太陽光発電を設置 ・行政が太陽光発電の普及啓発活動を実施 ・自然エネルギーのアイデア・コンクールを市で実施	
	市民ファンドによる太陽光発電の設置を推進		
	公共施設（屋根）や耕作放棄地を太陽光発電に利用		
車利用の削減と見直し	・買い物等、出来るだけコミュニティバスを利用 ・通勤時にはマイカーではなくコミュニティバスを利用 ・BDF を作るために、廃食油の回収に協力	・廃食油を回収し BDF でコミュニティバスを運行 ・行政がコミュニティバスを運行（相互負担）	
	①コミュニティバス ②カーシェアリング ③アイドリングストップ　等		
		コミュニティバスの路線を増加	
		市民の行動にあったコミュニティバス路線	
		電車の時刻に合わせたコミュニティバスの運行	
	地域のお店・企業・個人の協賛金等でバスを運行		
環境教育・省エネ活動	・緑のカーテンコンテスト（県）への参加 ・市民による市役所の北広場の除草 ・ごみの減量とリサイクルの徹底 ・ごみの出し方や分別を徹底	**【学校】** ・市内小学校での環境授業を充実 ・環境に関する展示会、講習会等に小学生（高学年）から参加 ・小学生から環境に関する工場や企業展示等へ社会見学 ・体育館外壁に遮熱性塗装を塗布⇒室内温度が 3℃低下 **【市】** ・市の広報等による継続的なＰＲ ・緑のカーテンのためのゴーヤやネットを配布 ・緑のカーテンコンテスト（県）への参加を推進	
	ポイント化やモニター制度で、環境家計簿を普及		
	市民に対し、省エネの重要性を再認するような教育		
	行政・商店等と一緒に取組んで市民の意識向上		

【生物多様性分科会】

	市民(家庭)・市民団体・地域	行政	企業等
自然のブランド化	国際会議等開催への協力 →	国際会議等の開催検討 ←	国際会議等開催への協力
	里山として守る活動(市民が管理) ・現場を見る（確認する） ・清掃活動 ・水の保全	埋立条例の活用 保護地域の指定 ↓ 自然のブランド化 ・野バラ（ヘリテージローズ） ・白いタケ（タケノコ） ・ヒガンバナ ・並木川（吉岡地区）のコウホネ	
谷津田・里山の保全	四街道の谷津田のブランド化 ・ムクロジの里を守る ・ごみを発見したら通報する ・トンボの指標化 ・林間学校等を利用した保全活動 ・環境教育への活用 ・里山ボランティア ・セイタカアワダチソウ対策 ・土地所有者の理解 ・高齢化対策	谷津田の指定 ・総合公園の南側 （湧水があり、ホタルも確認されている） ・めいわの水源地周辺 ごみ対策のための監視カメラの設置 水を守る 資金を集める（融資を募る）	
農業の活性化	農家の活動を応援する ・担い手応援 ・週末農業への協力 ・家庭菜園の実践 ・インターチェンジに近いことを利用	・農業活性化への支援 → （環境（体制）整備） ・新品種の開発 → ・耕作放棄地対策 （小水力発電の導入など） ・観光産業育成支援 → （グリーンツーリズムなど） ・週末農業のＰＲ ・農地の貸出制度 ・若い人の参加を工夫（収入面） ・ホームページで観光農業をPR	農家の健全化 農産物のブランド化 ・梨 ・タケノコ ・ソバ（二期作） 観光産業への進出及び強化 週末農業への協力
周知・教育	地域全体の周知・教育を推進する ・まず現場を見る→話しあい ・お年寄りに活動していただく ・地元の自治会の有効活用 ・小中学校（ＰＴＡ）の有効活用 ・市外との協力 ←	里山条例の活用【県】 埋立条例の活用【市】 周辺自治体との協力	

【循環型社会分科会】

	市民(家庭)・市民団体・地域	行政	企業等
ごみ対策	・ごみの分別やごみ出しでは約束ごとをきちんと守る ・ごみ、リサイクル処理について学ぶ ・ごみの集積場の整理当番制をつくる（自治会） ・3R（減らす：Reduce、再利用：Reuse リサイクル：Recycle）の推進、4Rへの移行（断る：Refuse） ・税金が真に市民のために使われているか注視する	**市民へのサポート** ・ごみの集積箱の設置を市が助成する ・回収不能票を見やすく、大きなものに変更 ・ごみ減量講習会で市民教育する ・粗大ごみのセンター搬入に際し、市民へしっかりと明示する ・市民の自主的活動を積極的に支援する。 ・（リサイクル率など）市民への情報開示 ・市民の関心・意識・苦情に適切に対応 **次期ごみ処理施設** ・クリーンセンターの長期計画の情報及び責任の明確化 ・問題の先送りをしない ・税金を真に住民のためにつかう **市民と行政の協働** ・ごみ集積所のパトロールの実施 ・事業所へのパトロールの実施 ・自治会、区単位の指導員の導入	
道路	・自転車のマナー向上	・車いすが走りやすい道路づくり ・歩きやすい歩道及び自転車道の整備 ・（歩道にある）電柱の地中化 ・災害に強いまちづくり ・計画的な工事 **行政と事業者の協働** ・生活道路への進入抑制 ・生活道路確保に関する協定の締結	
生活環境		・静かな住宅、教育環境の整備 ・航空機騒音問題の早期解決 ・バランスのとれた都市開発 ・騒音や地下水調査等、環境調査の実施及び公表	
市民意識	・市民の責任ある行動 ・社会環境の変化に対応する市民の行動 ・市民オンブズマン・モニター	・市民とのキャッチボール ・積極的な情報開示 ・市民全体からの意見聴取	

４　四街道市環境基本条例

四街道市環境基本条例（平成 9 年 9 月 29 日条例第 15 号）

目次

第 1 章　総則(第 1 条―第 7 条)
第 2 章　環境の保全等に関する基本的施策等(第 8 条―第 22 条)
第 3 章　地球環境保全の推進(第 23 条)
第 4 章　環境の保全等の推進体制等(第 24 条・第 25 条)
附則

第 1 章　総則

(目的)

第1条　この条例は、環境の保全、回復及び創出(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2)　地球環境保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3)　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条　環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受でき、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。

2　環境の保全等は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全等に関する行動がすべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行わなければならない。

3　環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性か確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行わなければならない。

4　地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条　市は、環境の保全等を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第 5 条　事業者は、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、環境への負荷の低減に努め、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2　事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な情報の提供その他の措置を講ずる責務を有する。

3　前 2 項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4　前 3 項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)
第 6 条　市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、環境への負荷の低減に配慮し、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。
2　前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有し、地域の環境保全活動に積極的に参加するように努めるものとする。

(環境の状況等の公表)
第 7 条　市長は、市民に環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにすることにより、市民が環境の現状に対する理解及び認識を深め、環境の保全等に関する市民の自主的かつ積極的な行動が更に促進されるよう、四街道市環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

第 2 章　環境の保全等に関する基本的施策等
(環境基本計画の策定)
第8条　市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、四街道市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
(1)　環境の保全等に関する長期的な目標
(2)　環境の保全等に関する施策の方向
(3)　前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
3　市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ四街道市環境審議会の意見を聴かなければならない。
4　市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5　前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)
第 9 条　市は、施策に関する計画の策定及び施策の実施に当たっては、環境の保全等に十分配慮しなければならない。

(地域の良好な環境の確保)
第 10 条　市は、健康で安全に暮らせる潤いのある都市空間の形成、地域の特性を活かした良好な景観の形成及び歴史的又は文化的環境の形成を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による環境影響評価に係る措置)
第 11 条　市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を計画する者が、当該計画の立案に当たって当該事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき環境の保全等に適正な配慮がなされるよう、誘導する措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)
第 12 条　市は、公害を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。
2　前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全等に関する協定の締結)
第 13 条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者等と環境の保全等に関する必要な協定を締結するように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)
第 14 条　市は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を採るように誘導し、必要かつ適正な助成措置を講ずるものとする。
2　市は、事業者又は市民が自ら環境への負荷の低減に努めるように誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、適正な経済的負担を求める措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が特に必要であるときは、市民の理解のもとに、その措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全等に関する施設の整備その他の事業の推進)
第 15 条　市は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
2　市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備並びに自然環境の適正な保全及び整備並びに健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)
第 16 条　市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者とともに、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように努めるものとする。

2　市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように努めるものとする。

（市民等の意見の反映）
第 17 条　市は、環境の保全等についての施策に市民の意見を反映させるため、環境の保全等についての施策のあり方等について市民等から提言を受けるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全等に関する学習の推進）
第 18 条　市は、市民及び事業者が環境の保全等への理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全等に関する学習の機会の提供、広報活動の充実その他必要な措置を講じ、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）
第 19 条　市は、市民、事業者又はこれらの者の構成する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全等に関する活動を促進するため、必要な支援措置を講ずるものとする。

（情報の提供）
第 20 条　市は、市民に対して環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

（調査及び監視等の実施）
第 21 条　市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、調査の充実を図るとともに必要な監視、測定及び検査の体制を整備し、その実施に努めるものとする。

（財政的措置）
第 22 条　市は、環境の保全等に関する施策の推進について、必要な財政的措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章　地球環境保全の推進
（地球環境保全の推進）
第 23 条　市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第 4 章　環境の保全等の推進体制等
（環境の保全等の推進体制の整備）
第 24 条　市は、事業者及び市民との協力により、環境の保全等を推進するための体制を整備するものとする。

（他の地方公共団体との協力）
第 25 条　市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全等に関する施策について、県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

5　四街道市環境審議会

●環境審議会委員名簿●

	氏　　名	所　属　・　役　職　名
	阿 部　　勲 夫	公募委員
	大 瀬　　敏 昌	前社団法人千葉県産業廃棄物協会参事
	大山　長七郎	環境省環境カウンセラー 千葉県地球温暖化防止活動推進員
	岡 部　　隆 男	印旛地域振興事務所地域環境保全課長
①	岡 本　　眞 一	東京情報大学総合情報学部教授
	加 藤　　和 彦	千葉工業大学社会システム科学部准教授
	喜 多 川　　忍	公募委員
	北 田　　博 雄	千葉県浄化槽検査センター事務局長
	鈴 木　　純 子	一般財団法人千葉県環境財団
	永 澤　　秀 幸	公募委員
	長谷部　新治	四街道市食品衛生組合理事
	丸山　征一郎	公募委員
②	本橋　敬之助	財団法人印旛沼環境基金主任水質研究員 台湾国立台湾大学客員教授
	山 口　　英 毅	公募委員

（平成 26 年 2 月現在）　　①会長　②副会長

●環境審議会審議内容●

開　催　日　時	審　議　内　容　等
平成 24 年度第 1 回環境審議会 平成 24 年 8 月 10 日 9:30～11:30	・第 2 次四街道市環境基本計画の策定について
平成 24 年度第 2 回環境審議会 平成 24 年 12 月 21 日 9:30～11:30	・四街道市における環境課題について
平成 24 年度第 3 回環境審議会 平成 25 年 3 月 22 日 10:00～11:30	・第 2 次四街道市環境基本計画(骨子案)について
平成 25 年度第 1 回環境審議会 平成 25 年 11 月 1 日 13:30～15:30	・第 2 次四街道市環境基本計画(素案)について
平成 25 年度第 2 回環境審議会 平成 26 年 1 月 16 日 10:00～12:00	・第 2 次四街道市環境基本計画(案)について （諮問）
平成 25 年度第 3 回環境審議会 平成 26 年 2 月 7 日 10:30～12:00	・第 2 次四街道市環境基本計画(案)について （答申）

●諮問書●

環　　第　６６３　号
平成 26 年　1 月 16 日

四街道市環境審議会
会長　　岡本　眞一　様

四街道市長　　佐　渡　　斉

第二次四街道市環境基本計画について（諮問）

四街道市環境審議会条例（平成 3 年四街道市条例第 5 号）第 2 条及び四街道市環境基本条例（平成 9 年四街道市条例第 15 号）第 8 条の規定により、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

１．第二次四街道市環境基本計画について

●答申書●

平成 26 年　2 月　7 日

四街道市長　佐渡　斉　様

四街道市環境審議会
会長　岡本　眞一

第二次四街道市環境基本計画について（答申）

平成 26 年 1 月 16 日付環第 663 号で本審議会が諮問を受けた、第二次四街道市環境基本計画について、市の状況と課題、市民、事業者の意見を考慮し、市の環境施策に対する考え方や取り組みの基本的方向を示すものとして審議してきました。

本計画（案）は、目標を確実に推進するための進行管理や、市民を交えた推進体制の整備、年次報告書の公表等を盛り込んだことは、評価すべきものであり、環境行政を総合的かつ計画的に推進する基本的計画として妥当であるとの結論に達しました。

よって、本諮問に対しては、別添の第二次四街道市環境基本計画（案）をもって答申します。

なお、計画推進にあたっては、下記の事項に十分に配慮され、本計画の目指す「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」の実現に向け、努力されることを望みます。

記

1　本計画の推進にあたっては、市民・市民団体、事業者に対し十分な説明を行うとともに、市の具体的施策を実現するために、三社が一体で取り組むこと。
2　施策の目標値の達成に向け努力することはもとより、新たな事業メニューを柔軟に取り入れ、望ましい環境像の実現に努めること。

以上

６　用語集

用　　語		解　　説
あ	悪臭	一般に人が不愉快に感じる臭いの総称で、環境基本法の典型 7 公害の 1 つに指定されています。悪臭防止法では事業活動に伴って発生する悪臭 22 物質の排出を規制しています。人によって感じ方が異なる感覚公害であり、発生源として畜産業、食品製造、化学工場などが挙げられます。
	アメニティ	「快適さ」「感じの良さ」と訳されますが、「人間が生活していく上での快適さ」あるいは「快適な環境」の意味として使われています。人々の環境への意識の高まりにより、私たちを取り巻く環境が汚染されていないことだけではなく、より快適でゆとりのある環境が望まれるようになってきています。
	エコカー	一定の排ガス性能、燃費性能を備えた自動車。電気自動車やハイブリッド車、一定の環境性能を備えたガソリン車及びディーゼル車のことです。
	エコショップ	本市が「エコショップよつかいどう」として認定している循環型社会の形成を推進するために、ごみの減量化・リサイクルなど環境に配慮した活動に取り組んでいる市内の小売店を指します。
	エコセメント	焼却灰に石灰石や粘土を混ぜ、焼成してつくられるセメント。製造過程において 1350℃以上で焼成するため灰中のダイオキシン類が分解されます。
	エコドライブ	自動車の使用時に急加速、急発進をしない、エンジンをかけっぱなしにしないなど、環境に負荷を与えない運転をすることです。
	エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（略称：持続農業法）に基づき、土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む計画について、県知事の認定を受けた農業者を言います。
	ＳＰＭ（浮遊粒子状物質）	大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径がおおむね 10 マイクロメートル以下のものを言います。
	NO_2（二酸化窒素）	1 個の窒素原子（N）と 2 個の酸素原子（O）が結合して生成される気体。燃料等の燃焼により発生します。呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因等となるため大気汚染防止法で規制・監視の対象となっています。
	ＭＳＤＳ	化学物質等安全データシート（Material Safety Data Sheet）の略で、事業者が化学物質排出把握管理促進法で定める化学物質を含む製品を他の事業者に出荷する際、その化学物質に関する情報を提供するためのものです。
	温室効果ガス	大気を構成する気体で、赤外線を吸収し再放出する気体の総称です。地球温暖化対策の推進に関する法律では二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄の 6 つを定義しています。
か	外来生物	国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物のことを指します。
	カーシェアリング	自動車を複数の人で共同利用するしくみのことです。家計にも、地球環境にも、どちらにもメリットのある交通システムとして注目を集めています。京都議定書目標達成計画（平成 17 年閣議決定）においても、事業者によるカーシェアリングの実施等の主体的な取組を促進することが明記されています。
	学校支援コーディネーター	学校支援ボランティアが教育活動を支援するため学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行い、学校支援地域本部の実質的な運営を担う地域のコーディネーターを指します。
	学校支援地域本部事業	市民がボランティアとして、学校の教育活動をサポートする体制を市が支援する制度です。
	環境家計簿	家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿で、二酸化炭素排出量を減らす実践的な行動に役立ちます。

用　語		解　説
か	環境基準	環境基本法に「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として定められている基準、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について政府が定めています。
	環境基本計画	環境基本法第 15 条の規定に基づき、「環境保全政策の総合的・計画的推進」を目的とした環境基本計画が平成 6 年 12 月に策定されました。この計画はわが国としては初めての国家レベルでの計画であり、環境行政の長期的な進め方を定めています。
	環境教育・環境学習	教育・学習を通して人を取り巻く様々な環境と人間との関係を考え、関心・興味を持つことで、環境の保全・創造に参加する意識と問題解決の技能及び評価能力を身につけ、さらには適切な行動を起こすようにつながることを目的としています。知識を得るだけではなく、野外に出て体験することなどに重点を置くことが大切です。
	環境白書	地域の環境の状況と保全に関する問題と、それをとりまく状況などについてまとめたものです。
	環境保全指導員（四街道市）	四街道市環境保全指導員規程により配置される大気又は土壌の汚染等を未然に防止し、本市の快適な生活環境を保全するための指導員です。
	環境類型	環境基本法に定める水質に係る環境基準では河川での水の利用目的などに応じて、AA から E 類型を定めています。
	観察モデル地区	里山などの自然環境を観察することのできる地区を指します。
	グリーンコリドー	「緑の回廊」とも呼びます。都市圏などで分断された野生生物の生息地間をつなぎ、主に動物種の移動を可能とすることで生物多様性を確保するための植物群落や水域の連なりを示す用語です。
	光化学オキシダント	工場･事業場や自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や揮発性有機化合物(VOC)などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあります。
	高度処理型合併処理浄化槽	通常の合併処理浄化槽よりも浄化能力の高い浄化槽を指し、N10 型(放流水 1L あたりの総窒素濃度の日間平均値が 10mg 以下又は総りん濃度の日間平均値が 1mg 以下の機能を有するもの)や、NP 型（放流水 1L あたりの総窒素濃度の日間平均値が 20mg 以下で、かつ、総りん濃度の日間平均値が 1mg 以下の機能を有するもの）などがあります。本市では生活排水による水質汚濁の軽減を図るため、高度処理型合併処理浄化槽を設置する人に対し補助金を交付しています。
	ごみゼロ運動（四街道市）	毎年 5 月と 10 月にごみの散乱防止と再資源化の啓発･促進を目的として、道路・歩道及び公共の場所に散乱した空き缶、空きビン、吸い殻及び紙くず等の一斉清掃を実施している地域の環境美化活動です。
さ	再資源化	不要となった物を新たな製品の原料やエネルギーとして再利用することです。
	再生可能エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど永続的に利用することができるエネルギー源から得られるエネルギーのことを指します。
	里山	さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域の概念を指します。
	残土条例（四街道市）	正式名称は「四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」。埋め立てによる土地の改変などについて規定しています。
	CO_2(二酸化炭素)	炭酸ガスとも言います。無色無臭の気体で水に溶けると弱い酸性を示します。直接健康への影響はありませんが、空気中の濃度が 10%を超すと呼吸困難を招きます。大気中の二酸化炭素濃度は増加傾向にあり、地球温暖化への影響が問題となっています。化石燃料の大量消費や森林伐採などによる CO_2 の増加が主原因です。
	自然堤体	川岸に土を積み上げて築いた自然型の土手を指します。
	市民提案手続き	市民等がその知識や経験を生かし、市をより良くするために、行政活動の企画立案から決定の過程、実施および評価の各段階において、四街道市に政策等の提案を行う手続です。

	用　語	解　説
さ	市民農林業大学	本市が設けている農林業者を講師とした市民向けの農林業の講座です。最初は森林管理の講座から始め、その後田んぼ等に講座を広げていくプログラムになっています。
	市民ファンド	地域の住民や企業の出資を得て設立される基金です。まちづくり、高齢者介護、学童保育など、その地域に必要なサービスを柔軟に提供するために設立されることが多いです。
	省エネルギー	石油、ガス、電力などエネルギー資源の効率的利用を図ることです。
	森林整備計画	地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が 5 年ごとに作成する 10 年を一期とする計画であり、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範、路網整備等の考え方等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想（マスタープラン）です。
	水質汚濁	公共用水域（河川・湖沼・港湾・沿岸海域など）の水質が、主に人の活動（工場や事業場などにおける産業活動や、家庭での日常生など）によって損なわれる事やその状態を示します。
	3R	Reduce(ごみを出さない）、Reuse（ごみを再利用する）、Recycle（再資源化）の頭文字をとって 3R と言います。
	生態系	ある地域に生息する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを示します。
	生物多様性	地球上には約 3,000 万種とも言われる多くの生物が生きています。これは生物が、生命の誕生以来、地球環境の変化と生存競争のもと、お互いに影響を及ぼし合いながら進化してきた結果であり、それぞれの種はそれぞれの進化の歴史を持つ固有の存在です。こうした生物はまた、様々な環境でつながりあって生きています。こうした「固有性」と「つながり」を生物多様性と言います。
	潜在自然植生	伐採・植林・放牧・汚染など、人間の影響を一切停止したとき、生じると判定されるその土地の元々の植生のことです。
	創エネルギー	省エネルギーに変わる言葉として、各家庭においてエネルギーを節約（省エネルギー）するだけではなく、太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファームなど）を利用して積極的にエネルギーを作り出していくという考え方です。特に、クリーンエネルギー（再生可能エネルギー）が代表的で、特に家庭部門におけるエネルギーの創出がテーマとなっています。
	ソーシャルネットワーキングサービス	ＳＮＳと略称される登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイトのことです。
た	太陽熱エネルギー	太陽光のエネルギーが熱に変換された状態、もしくは熱の形を経由する太陽エネルギーの利用形態の総称です。再生可能エネルギーの一種であり、蓄熱が比較的容易なため、利用形態が多様なのが特徴です。
	地域グリーンニューディール基金（千葉県）	国の「地域グリーンニューディール基金の創設」を受けて県及び市町村が地球温暖化問題等の喫緊の環境問題を解決するために平成 21 年から平成 23 年まで千葉県に設置された基金です。
	地域コーディネーター	市の政策課題、市内の地域課題等の解決に向けた取り組みを形にするため、地域づくりを担う主体同士が情報交換・交流できるような機会を創ることや市内・市外の地域づくり情報の収集と提供を行うこと、地域づくりを担う主体の相談に応じることを目的としており、みんなで地域づくりセンターに常駐しています。
	地下浸透マス	住宅地などに降った雨水を効率的に地中に浸透させるための設備です。
	地球温暖化	地球の温度は太陽から受ける熱と宇宙へ放出する熱との収支によって決まりますが、人間の様々な活動により生成された温室効果ガスが大気中に増加したことで放出される熱が減少した結果、気温が上昇する現象です。温室効果ガスとして二酸化炭素、メタン、フロンなどがあります。地球温暖化に伴い、海面上昇、気候変動が起こり、地球環境に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。
	地産地消	地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組です。

用　　語		解　　説
た	低炭素社会	地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会を指します。
	都市計画道路	都市計画法に基づいてあらかじめルート、位置、幅員などが決められた道路で、「自動車専用道路」、「幹線道路」、「区画街路」、「特殊街路」の 4 種類があります。
な	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業経営者 ・農業生産法人を示します。　認定されると、融資や税制面での支援を受けることが出来ます。
	農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画とは、農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、市町村が定める総合的な農業振興計画のことです。
	野焼き	畑や空き地など、野外で焼却する行為を指します。ダイオキシンや悪臭の発生を伴う恐れがあるため、焼却行為は法令で定められた構造基準を満たした焼却炉で適正に焼却する場合等を除いては原則として禁止されています。ただし、農業や林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるものについては例外とされています。
は	バイオ燃料	生物体（バイオマス）の持つエネルギーを利用した燃料のことを示します。石油のような枯渇性資源を代替し得る非枯渇性資源として注目されている他、二酸化炭素(CO2)の総排出量が少ないと言われていることから、主に自動車や航空機を動かす石油燃料の代替物として注目されています。
	バイオマスエネルギー	エネルギー利用やマテリアル利用ができる程度にまとまった生物起源による物質と言う意味の「バイオマス」から得られるエネルギーのことです。バイオマスを化石系燃料に代替させることによって、地球温暖化ガスの一つである二酸化炭素の発生量を抑制することができることから、地球温暖化防止対策の有効な手段の一つとされています。
	花と緑の基金	「四街道市花と緑の基金の設置、管理及び処分に関する条例」の規定により市民と行政が一体となった花と緑の緑化事業を推進し、うるおいとやすらぎのあるまちづくりを実現するために定められた基金で、道路、公園、学校等公共の用に供する土地に面した生垣を新たに設置する場合、及びブロック塀、石塀などや板塀、フェンスを壊して生垣を設置する場合に補助金を交付して、緑の多い災害に強いまちづくりを奨励しています。
	バリアフリー	障害者や高齢者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的・精神的な障壁を取り除くための施策を意味します。入口の段差を無くした建物など具体的に障害を取り除いた事物及び状態を示す場合もあります。
	ＢＯＤ	Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量で値が大きいほど水質汚濁が著しいとされます。
	ビオトープ	生物を意味する Bio と場所を意味する Tope とを合成したドイツ語で、野生生物が生息できる空間を意味しています。
	ＰＤＣＡサイクル	計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、改善（Action)からなるＰＤＣＡサイクルを繰り返すことによって、自らの継続的な改善を図り、取り組んでいる事柄についての進捗を管理・推進する方法です。
	ファーマーズマーケット	地域の生産者農家が複数軒集まって、自分で生産した農産物を持ち寄り、消費者に直接販売するスタイルの市場を指します。
	不法投棄等監視員(四街道市)	四街道市土砂等の不法投棄等監視員要綱の規定により設置される、市内における土砂等の不法投棄等を未然に防止し、快適な生活環境を保全するための監視員です。
	不法ヤード	各種法令に違反して敷地を塀で囲った場内で自動車の解体作業などを行う施設のことを指します。
ま	緑の基本計画	都市緑地法第 4 条に規定されている、自治体の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定め、みどりに関する基本的な考え方を示すための計画です。
	みんなで地域づくり事業提案制度(コラボ四街道)	特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会その他自主的に地域づくり活動を行う市民団体が、四街道市の地域づくりや地域課題等の解決を図るための事業を提案し、主体的に、または市と協力して事業を実施する制度です。
や	谷津田	台地などの縁辺部の樹枝状に侵食された幅の狭い谷に出来た湿地（谷津）の低地を利用した水田のことを指します。

用　　語		解　　説
ら	リサイクル率	市で処理するごみ処理総量のうち資源回収物が占める割合です。
	リターナブル容器	飲料などの中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、メーカーが洗浄して再び使用する容器です。

第２次四街道市環境基本計画(平成 26 年６月)
(発行・編集)　四街道市環境政策課
四街道市鹿渡無番地　電話 043-421-6131